

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保)
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他 (侵入防止柵)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	-----------------------------------------

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	----------------------------------------------

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額 (千円)	66,400	
		内訳	国	66,400
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 ソフト対策</p> <p>(1) 地域ぐるみの被害防止活動</p> <p>ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等</p> <p>イ 広域柵の再編整備計画策定支援</p> <p>ウ サル・クマ・鳥類の各複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組)</p> <p>エ 他地域の人材を活用した取組</p> <p>オ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組)</p> <p>カ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援</p> <p>(2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備</p> <p>(3) ICT等新技術実証</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援)</p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援)</p> <p>(7) 捕獲サポート体制の構築</p> <p>(8) 処理加工施設の人材育成</p> <p>(9) ICT活用による情報管理の効率化</p> <p>(10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲</p> <p>2 ハード対策</p> <p>(1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む)</p> <p>(2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備</p> <p>(3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成)</p> <p>②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員)</p>	補助率	標準事業費
		<p>ソフト対策定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり))</p> <p>ハード対策定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合は定額)</p>	<p>ソフト対策定額補助の限度額は50万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり)</p>

- 【採択要件】
- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
  - 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。等

【令和6年度実施計画等】 18 地域協議会

実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 安心推進グループ (内線5082、直通017-734-9352)
------	---------	----	-------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名		農山漁村振興交付金（国庫・継続）		
アピールポイント		農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。		
事業の趣旨	農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)	国直接採択	
		内訳	国	8,389,000
			県	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 農山漁村発イノベーション対策 多様な地域資源を活用し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援</p> <p>(2) 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農泊推進型） 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援</p> <p>(3) 農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型） 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援</p> <p>(4) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援</p> <p>(5) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援</p> <p>(6) 山村活性化支援交付金 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援</p> <p>(7) 情報通信環境整備対策 農業農村インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援</p> <p>(8) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援</p> <p>《事業実施主体》 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額 1/2等	※県経由	
			※県経由	
			※県経由	
			※県経由	
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等				
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域経営体等

事業名	「あおもり型農村RMO」育成事業（県単・新規）			
アピールポイント	これまで育成してきた「地域経営体」を中心とする青森型の地域運営組織（農村RMO）を育成し、活力ある農山漁村づくりに取り組む。			
事業の趣旨	持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農泊や地域の食などを取り入れた活動を地域づくりに生かしながら、地域経営体を中心とした稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。	予算額(千円)	61,797	
		内訳	国	—
			県	61,797
			その他	—
事業の内容等	1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOスタートアップの推進 農村RMOの形成につながる地域経営体や地域経営体候補者の新しい取組に対する補助 3 農村RMOの育成（モデル集落の育成） (1) モデル集落内の地域経営体や活動母体となる団体の取組に対する補助 (2) 中間支援組織による伴走支援（委託） (3) 研修会の開催及び有識者によるサポート等 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 地域経営体等 3 (1) モデル集落内の地域経営体、むらづくり協議会等 (2) (3) 県	補助率	標準事業費	
		1 ソフト定額 2 ソフト定額 ハード 1/2 (ソフト必須) 3(1) ソフト定額 ハード 1/2 (ソフト必須)	1 補助限度額 2,000千円/地域 2 補助限度額 ソフト 1,000千円 ハード 1,000千円 3(1) 補助限度額 ソフト 1,000千円 ハード 1,000千円	
	【採択要件】	1、2及び3（1）については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。		
実施期間	令和6～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 環境保全 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / その他(改良)
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 地域農業再生協議会	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
-----	---------------------------------------------------------------------------

アピールポイント	稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等ができる。
----------	--------------------------------------

事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	6,375	
		内訳	国	6,375
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 (1) 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	施設野菜	5ha ( " 3ha)
大豆	20ha ( " 10ha)		

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和6年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)
------	------------	----	----------------------------------------------



目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 協議会	

事業名	グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫・継続） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R5補正）】 【みどりの食料システム戦略推進交付金（R6当初）】
-----	----------------------------------------------------------------------------------------

アピールポイント	環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術を取り入れた栽培体系の実証に係る取組を支援。
----------	----------------------------------------------

事業の趣旨	「産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換に向けた、各産地に適した技術の検証、栽培マニュアルの策定、産地戦略の策定、情報発信などの取組を支援することで、技術の普及を図る。 グリーンな栽培体系を県域に展開するため、展開先産地等における検討会等開催、展示ほ設置等の取組を支援する。	予算額(千円)	3,000	
		内訳	国	3,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 グリーンな栽培体系への転換（R6当初、R5補正）</p> <p>(1) 環境にやさしい栽培技術、省力化に資する先端技術等の検証</p> <p>(2) (1) の検証に必要なスマート農業機械等の導入</p> <p>(3) (1) と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する消費者の理解醸成</p> <p>(4) グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアル作成 産地内への普及に向けた産地戦略の策定</p> <p>(5) 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への情報発信</p> <p>2 県域への展開（R6当初）</p> <p>グリーンな栽培体系を県域に展開するため、展開先産地等における検討会等の開催、展示ほの設置等の取組を支援</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>①協議会、②都道府県、③市町村、④農業協同組合 事業実施地区の農業者の参加を必須。 ①の場合は、県または農業協同組合が必須の構成員。 ③の場合は、県または農業協同組合が必須の参加者。 都道府県を構成員または参加者にしない場合は、必要に応じて助言を受ける。</p>	補助率	標準事業費
		定額	<p>上限事業費300万円 （有機農業に資する技術、複数の環境負荷軽減技術に取り組み場合は360万円） （スマート農業技術に対応するための生産方式の検証に取り組む場合はR6当初のみ交付上限額を100万円引上げ）</p>

【採択要件】  
環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術それぞれ一つ以上取り組むこと。  
(環境にやさしい栽培技術)  
化学農薬使用量又は化学肥料使用量が低減できる技術、水田からのメタン排出削減ができる技術、バイオ炭の施用、生分解性マルチの利用等  
(省力化に資する技術)  
リモコン式除草機、抵抗性品種の導入、うね立て同時施肥技術などの作業負担軽減が見込まれる技術

実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5086、直通017-734-9353)
------	--------	----	-------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	機械・施設の整備	リース
実施主体別		市町村 / 協議会

事業名	青森県有機農業等推進事業費補助（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R5補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R6当初）】			
アピールポイント	市町村主導による有機農業の産地化に向けて、実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援			
事業の趣旨	地域ぐるみで有機農業の産地づくりを目指す市町村等が、有機農業実施計画の策定や、その実現に向けて生産から消費・流通までの一環した取組を行うことで、有機農業先進モデル地区の創出を図る。	予算額(千円)	7,000	
		内訳	国	7,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 有機農業実施計画の策定 (1) 有機農業実施計画策定に向けた取組 ア 検討会の開催 イ 試行的な取組の実施 (2) 有機農業実施計画策定の周知等によるオーガニックビレッジ宣言の実施 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 1で策定した有機農業実施計画の実現に向けた取組の実施 (1) 検討会の開催 (2) 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 (3) 課題解決に向けた調査等 (4) 有機農業実施計画の変更 《事業実施主体》市町村又は市町村が参画する協議会	補助率	標準事業費	
		定額	上限事業費	
		(機械リースは1/2以内)	1の有機農業実施計画を策定する市町村1か所あたり1,000万円 2については、計画策定後の翌年度は800万円、翌々年度は600万円	
	【採択要件】 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。 2 事業で実施する各種の取組について、ホームページや広報誌、市町村が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。 3 事業実施主体となる市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること、又は加盟する予定があること。 【令和6年度実施計画等】 黒石市			
実施期間	令和4年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
実施主体別	市町村 / 協議会	

事業名	青森県有機転換推進事業費補助（国庫） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R5補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R6当初）】
-----	------------------------------------------------------------------------------------

アピールポイント	新たに有機農業を開始する農業者に対して支援を行う。
----------	---------------------------

事業の趣旨	化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、持続的に有機農業を行うための取組の支援を行う。	予算額(千)	3,000	
		内訳	国	3,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 有機農業への転換推進</p> <p>国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切り替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費について支援する。</p> <p>(1) 対象者：慣行農業から国際水準の有機農業に転換する農業者又は国際水準の有機農業に取り組もうとする新規就農者であり、みどり認定を受けているか成果目標年度までに認定を受ける予定であること。</p> <p>(2) 対象農地：慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地</p> <p>(3) 単価：2万円/10a以内</p> <p>2 推進事務</p> <p>市町村等が1の支援を希望する農業者に対して行う事務に係る経費を支援する。</p> <p>《事業実施主体》市町村、協議会</p>	補助率	標準事業費
		定額	—
<p>【採択要件】</p> <p>1 販売を目的としていること。</p> <p>2 対象者1人当たりの下限面積は10aとする。</p> <p>【令和6年度実施計画等】</p> <p>黒石市</p>			

実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)
------	--------	----	-------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練
実施主体別	県	

事業名	環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業（国庫・新規）			
アピールポイント	肥料コストの低減を図り、環境にやさしい農業の取組を拡大する。			
事業の趣旨	土壌診断に基づく土づくりと環境にやさしい農業の取組拡大により、消費需要に応えられる安全・安心で良質な農産物の安定供給と農業所得の維持・向上を図る。	予算額(千円)	16,391	
		内訳	国	3,229
			県	13,162
			その他	—
事業の内容	1 土壌診断のデジタル化と分かりやすい指導 (1) デジタル技術を活用した土壌診断情報の提供と「施肥なび」の機能拡充 (2) 輪作、緑肥作物の導入、堆肥の施用など肥料費削減効果をまとめた指導マニュアルの作成 (3) 総合診断実践展示ほの設置、現地検討会の開催  2 堆肥等有機質資源の活用促進 (1) 県産堆肥の品質検査、技術的サポートの実施 (2) 堆肥等の有効性の実証・展示 (3) 堆肥等の活用・定着を促す畜産農家とのマッチング  3 環境にやさしい農業の拡大に向けた支援 (1) エコ農業実践塾、有機農業指導員養成研修会の開催 (2) 水稻有機農業の取組拡大に向けた有機農業指導員による相談活動、栽培技術情報の収集・整理、モデル展示ほの設置、研修会の開催	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和6年度実施計画等】 1 (3) の土壌三要素総合診断実践展示ほ設置：県内8か所（津軽3、県南5） 2 (3) の堆肥等の有効性実証・展示ほ設置：県内6か所（津軽4、県南2） 3 (1) のエコ農業実践塾：チャレンジコース20人程度、スキルアップコース10人程度 3 (2) のモデル展示ほ設置：県内1か所（津軽1）				
実施期間	令和6～8年度	担当	農産園芸課 安心推進グループ (内線5081、直通017-734-9352) 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)	



目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
実施主体別	法人 / 任意団体	

事業名	環境保全型農業直接支払交付金（国庫・継続）																											
アピールポイント	環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う。																											
事業の趣旨	化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に支援を行う。	予算額(千円)		57,520																								
		内訳	国	38,786																								
			県	18,734																								
			その他	—																								
事業の内	1 対象者 (1) 農業者の組織する団体 (2) 複数の農業者で構成される法人 等  3 対象活動及び交付単価	補助率	標準事業費																									
		国 1/2  市町村 1/4	—																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象活動</th> <th>10a当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業 そば等雑穀、飼料作物以外 ※（）内は、合わせて、堆肥施用、カバークロップ等の取組を実施した場合</td> <td>12,000円 (上記2,000円加算)</td> </tr> <tr> <td>有機農業 そば等雑穀、飼料作物</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用 ※（）内は果樹の場合</td> <td>4,400円 (1,600円)</td> </tr> <tr> <td>カバークロップ</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>リビングマルチ ※（）内は小麦、大麦等の場合</td> <td>5,400円 (3,200円)</td> </tr> <tr> <td>草生栽培</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>不耕起播種</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>長期中干し</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>秋耕</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域特認&gt; 水稲IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>&lt;取組拡大加算&gt; 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入・定着に向けた技術等の活動 (新規取組面積あたり)</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>			対象活動	10a当たり単価	有機農業 そば等雑穀、飼料作物以外 ※（）内は、合わせて、堆肥施用、カバークロップ等の取組を実施した場合	12,000円 (上記2,000円加算)	有機農業 そば等雑穀、飼料作物	3,000円	堆肥の施用 ※（）内は果樹の場合	4,400円 (1,600円)	カバークロップ	6,000円	リビングマルチ ※（）内は小麦、大麦等の場合	5,400円 (3,200円)	草生栽培	5,000円	不耕起播種	3,000円	長期中干し	800円	秋耕	800円	<地域特認> 水稲IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕	4,000円	<取組拡大加算> 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入・定着に向けた技術等の活動 (新規取組面積あたり)	4,000円
対象活動	10a当たり単価																											
有機農業 そば等雑穀、飼料作物以外 ※（）内は、合わせて、堆肥施用、カバークロップ等の取組を実施した場合	12,000円 (上記2,000円加算)																											
有機農業 そば等雑穀、飼料作物	3,000円																											
堆肥の施用 ※（）内は果樹の場合	4,400円 (1,600円)																											
カバークロップ	6,000円																											
リビングマルチ ※（）内は小麦、大麦等の場合	5,400円 (3,200円)																											
草生栽培	5,000円																											
不耕起播種	3,000円																											
長期中干し	800円																											
秋耕	800円																											
<地域特認> 水稲IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕	4,000円																											
<取組拡大加算> 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入・定着に向けた技術等の活動 (新規取組面積あたり)	4,000円																											
【採択要件】 1 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。 2 「みどりのチェックシート」に定められた持続可能な農業生産に係る取組を実施していること。																												
実施期間	平成23～6年度	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5087、直通017-734-9353)																									

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	中山間地域振興 / 環境保全 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名	中山間ふるさと水と土保全推進事業（その他・継続）			
アピールポイント	基金の運用益等を活用し、都市住民・ボランティアと連携した住民活動により棚田の保全が図られる。			
事業の趣旨	従来の中山間地域対策では対応しきれない急傾斜地水田等（いわゆる棚田地域等）を対象に、農業生産機能や環境保全機能の維持を図るための保全活動等を支援する。	予算額(千円)	2,591	
		内訳	国	—
			県	2,591
			その他	—
事業の内容等	1 保全ネットワーク推進事業 棚田の保全利活用に対する県民の理解の醸成、棚田地域での農作業体験、保全活動に関心のある都市住民の登録派遣、情報提供  2 保全活動推進事業 保全利活用活動計画策定、指導者育成研修、地域住民に対する啓発普及等  3 保全活動支援事業 住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 当該地域の全農地面積の1/2以上を主傾斜1/20以上の農地面積が占める地域 【令和6年度実施計画】 1 保全ネットワーク推進事業：先進地調査、棚田サミット参加、普及・啓発看板設置等 2 保全活動推進事業：普及・啓発誌の購入配付等 3 保全活動支援事業：なし				
実施期間	平成11年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備	環境保全 / その他（生活環境） ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県 / 市町村	

事業名	集落基盤整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。			
事業の趣旨	地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全  2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		県営	—	
		国 50% 県 25%		
	【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【令和6年度実施計画等】 ※実施地区なし			
実施期間	平成13年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	環境保全 / その他（生活環境）
実施主体別	市町村	

事業名	農業集落排水事業（国庫・県単・継続） 【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】			
アピールポイント	水路に流れ込む農村の生活排水を浄化処理することにより、きれいな水を安定的に供給できる。			
事業の趣旨	農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設の整備を行う。	予算額(千円)	139,215	
		内訳	国	67,500
			県	4,215
			その他	67,500
事業の内容等	1 処理施設及び管路施設の整備 2 雨水排水路の整備 3 汚泥の処理施設の整備 《事業実施主体》 市町村 ※補助率の欄の県（4.5、3.5、2.5）%は、農業集落排水促進事業で助成	補助率	標準事業費	
		団体営 国 50% 県 4.5% ※H22まで採択地区 県 3.5% ※H23以降採択地区 県 2.5% ※H26以降採択地区	—	
【採択要件】 1 整備対象集落：農業振興地域内の農業集落であること。 2 受益戸数：おおむね20戸以上であること。 3 事業規模：処理対象人口がおおむね1,000人程度であること。 4 対象汚水等：し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等であること。 5 処理水質：BOD 20 mg/l以下、SS 50 mg/l以下を原則 【令和6年度実施計画等】 1 実施地区数：3地区 2 関係市町村：つがる市、平内町、鶴田町				
実施期間	昭和58年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	